

企業の皆様の
設備投資を応援します！

設備投資減税に関するご案内



・ 2026年度 ・

地方税

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する
固定資産税特例措置…………… 1 ページ

国 税

特定生産性向上設備等投資促進税制 (大胆な投資促進税制) …… 2 ページ
中小企業経営強化税制…………… 2 ページ
その他の投資減税制度…………… 3 ページ
設備投資減税に関する Q&A…………… 4 ページ

各制度の詳細な内容は <https://www.leasing.or.jp> をご覧ください。



生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置



先端設備等導入計画の認定を受けた新規設備投資について、賃上げを表明した場合、固定資産税の特例措置の対象となります。事業者は「先端設備等導入計画」を作成・提出し、市町村が認定します。

要件

- ①対象事業者：中小事業者等 ②対象設備：以下の要件を満たすものとなります。

種類	要件	投資利益率要件
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
測定工具・検査工具	1台・1基の取得価額が 30万円以上	
器具・備品	1台・1基の取得価額が 30万円以上	
建物附属設備	1台・1基の取得価額が 60万円以上	

雇用者給与等支給額を

1.5%以上引き上げ

$$\begin{aligned} & \text{課税標準} \\ & \times \\ & \text{3年間} 1/2 \\ & \times \\ & \text{固定資産税率} \\ & \parallel \\ & \text{固定資産税の軽減}^{*1} \end{aligned}$$

3%以上引き上げ

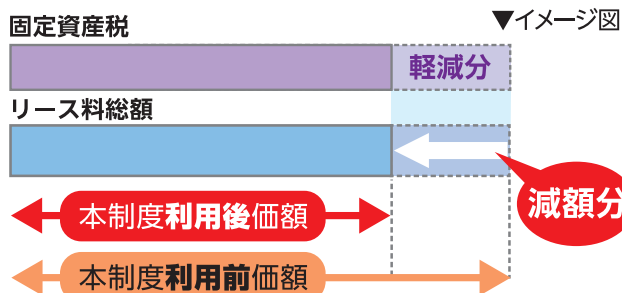
$$\begin{aligned} & \text{課税標準} \\ & \times \\ & \text{5年間} 1/4 \\ & \times \\ & \text{固定資産税率} \\ & \parallel \\ & \text{固定資産税の軽減}^{*1} \end{aligned}$$

2027年3月31日分まで

※1 賃上げを表明しない場合、適用できません。

固定資産税の特例措置

ファイナンス・リース取引で設備投資をした場合に、固定資産税の特例措置により、リース料が減額されます。



特定生産性向上設備等投資促進税制(大胆な投資促進税制)



- ①適用期間：2029年3月31日まで(設備投資計画の確認期限)
- ②対象事業者：青色申告書を提出する法人
- ③対象設備：以下の要件を満たす設備投資計画のうち、経済産業大臣の確認を受けたものとなります。

要件

対象設備	機械装置、器具備品、工具、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア
対象投資計画	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額：大企業 35億円以上 中小企業 5億円以上 ・投資利益率が15%以上見込まれるもの 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資計画について、取締役会など適切な機関の意思決定に基づくもの ・本設備導入計画が、適用法人の設備投資を増加させるものであること 等

取得価額 × **7%** の税額控除^{※2・3}

- ※2 建物、建物附属設備、構築物は4%の税額控除となります。対象設備ごとに税額控除または即時償却のいずれかを選択できます。
- ※3 本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は適用できません。

中小企業経営強化税制



- ①適用期間：2027年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等(経営力向上計画の認定事業者)
- ③対象設備：経営力向上計画に基づき導入する設備で以下の要件を満たすものとなります。

要件

<p>生産性向上設備 (工業会証明)</p> <p>生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備</p>	<p>収益力強化設備^{※4} (経済産業局確認)</p> <p>年平均投資利益率7%以上の投資計画に係る設備</p>	<p>経営資源集約化設備 (経済産業局確認)</p> <p>修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>
--	--	--

種類	要件(全ての設備に共通)
機械・装置	1台・1基の取得価額が 160万円以上
工具、器具・備品	1台・1基の取得価額が 40万円以上
ソフトウェア	一つの取得価額が 70万円以上
建物附属設備	一つの取得価額が 60万円以上

取得価額 × **7%** または **10%** ^{※5} の税額控除

- ※4 一定の要件を満たした場合、経営規模拡大設備として建物が対象となりますが、その税額控除率は1%または2%となります。
- ※5 資本金3,000万円以下の中小企業者等に限りません。



中小企業投資促進税制

- ①適用期間：2027年3月31日まで
- ②対象事業者：中小企業者等(資本金3,000万円以下)
- ③対象設備：機械・装置等

税額控除：取得価額 × 7%

地域未来投資促進税制

- ①適用期間：2028年3月31日まで
- ②対象事業者：地域未来投資法の承認を受けた事業者(大企業可)
- ③対象設備：機械・装置等

税額控除：取得価額 × 4%
(上乗せ類型の適用要件を満たした場合は5~6%)

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- ①適用期間：2028年3月31日まで(認定)
- ②対象事業者：産業競争力強化法の承認を受けた事業者(大企業可)
- ③対象設備：機械・装置等

税額控除：取得価額 × 3%または8%
(中小企業は5%または10%)

地方拠点強化税制

- ①適用期間：2028年3月31日まで
- ②対象事業者：地域再生法の認定事業者
- ③対象設備：特定業務施設

税額控除：取得価額 × 8%(移転型)
取得価額 × 5%(拡充型)

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2028年3月31日まで
- ②対象事業者：国家戦略特別区域法の実施法人
- ③対象設備：機械・装置、器具・備品、建物等

税額控除：取得価額 × 12%
(建物等の税額控除は6%)

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除

- ①適用期間：2028年3月31日まで
- ②対象事業者：総合特別区域法の指定法人
- ③対象設備：機械・装置、器具・備品、建物等

税額控除：取得価額 × 8%
(建物等の税額控除は4%)

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の税額控除

- ①適用期間：2027年3月31日まで
- ②対象事業者：法人
- ③対象設備：機械・装置、建物等

税額控除：取得価額 × 15%
(建物等の税額控除は8%)

企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の税額控除

- ①適用期間：2029年3月31日まで
- ②対象事業者：関係法令の承認を受けた個人・法人
- ③対象設備：機械・装置、建物等

税額控除：取得価額 × 14%
(建物等の税額控除は7%)

地方税 Q1 固定資産税の特例措置(地方税)を利用した場合、税額控除制度(国税)と併用できますか。

国税 A 固定資産税の特例措置と税額控除制度の適用条件が合致した場合は、**両方の制度を併用できます。**
さらに、適用条件が合致する**補助金制度も併用できます。**

国税 Q2 所有権移転外ファイナンス・リース取引の取得価額を教えてください。

A **賃借人(ユーザー)の会計処理により異なります。**
賃貸借処理をしている場合：リース料総額が取得価額となります。
売買処理をしている場合：税務上の取得価額(資産計上価額)となります。

国税 Q3 「**中小企業者等**」の定義を教えてください。

A 税額控除制度(国税)の「**中小企業者等**」の定義は次のとおりです。

- ①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ②資本金若しくは出資金が1億円以下の法人(大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。大規模法人とは、資本金または出資金1億円超の法人等で、中小企業投資育成株式会社以外の法人をいう)
- ③資本または出資のない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ④農業協同組合等(農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合等)

国税 Q4 所有権移転外ファイナンス・リース取引で導入した設備は特別償却制度を利用できますか。

A **利用できません。**租税特別措置法において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は特別償却制度の適用がない旨が規定されています。
なお、所有権移転ファイナンス・リース取引であれば、特別償却制度を利用できます。

国税 Q5 税額控除制度を利用する場合に留意する事項があれば教えてください。

A

- ①一つの対象設備について、各種税額控除制度を重複して利用することはできません。
- ②税額控除制度ごとに税額控除の上限額が定められています。
企業全体としての税額控除の合計額は法人税額(所得税額)の90%が上限となります。
- ③中古の設備は利用することができません。

この他の Q&A は公益社団法人リース事業協会のホームページをご覧ください。

▶ <https://www.leasing.or.jp/studies/toshigenzei.html>





〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル13階
<https://www.leasing.or.jp>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

- ・本パンフレットは、2026年4月現在の関係法令に基づき作成しています。
- ・本パンフレットに掲載している設備投資減税制度の適用及び申告の詳細は、税理士等にご確認ください。
- ・本パンフレットの内容で不明の点がございましたら、お取引先リース会社の担当者まで、ご質問・お問い合わせください。
- ・本パンフレットの著作権は、公益社団法人リース事業協会に帰属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。